

貯水槽水道の維持管理水準向上のための情報共有等に関する協定

横浜市を甲とし、一般社団法人全国給水衛生検査協会を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、法令に基づき、適切に維持管理されている貯水槽水道を管理適合施設として、及び防災対策等が講ぜられ、災害時の応急給水源として活用できる貯水槽水道を管理優良施設として格付けし、これを公表することにより、当該施設を安全、安心な施設として推奨し、もって施設の価値を高めることにより、設置者、管理者の管理及び防災措置の充実へのインセンティブを高めることを目的として、甲乙間における認定施設の情報交換を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定の中で使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 簡易専用水道
水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。
- (2) 小規模受水槽水道
横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成3年横浜市条例第56号。以下「条例」という。）第2条第6号に規定する小規模受水槽水道をいう。
- (3) 貯水槽水道
簡易専用水道及び小規模受水槽水道をいう。
- (4) 管理状況検査
法第34条の2又は条例第16条に規定する検査のことをいう。
- (5) 管理適合施設
管理状況検査の結果、全ての基準に適合していた施設をいう。
- (6) 管理優良施設
乙が設置したランキング表示制度運営委員会が、水質管理や防災対策等、法や条例に基づく管理状況検査の基準に上乗せした基準に基づき評価し、優良と判定した施設をいう。

(情報提供)

第3条 甲は、貯水槽水道の管理状況検査の結果、管理適合施設に該当する施設のうち、乙への提供について設置者の承諾が得られた施設の名称、所在地、受検検査機関名及び検査年月日の情報を、乙に対して提供する。乙は審査の結果、管理優良施設として認定した市内の貯水槽水道のうち、甲への情報提供に同意が得られた施設の名称及び所在地の情報を甲に対して提供する。

(提供情報の扱い)

第4条 乙は甲より提供された情報は管理優良施設の判定審査と管理優良施設及び管理適合施設のホームページへの公表にのみ使用する。甲は乙より提供された情報は、施設の維持管理状況が特に優良な施設の把握と災害時の応急水源として貯水槽を活用するための地域防災の施策にのみ使用する。

(連携)

第5条 第3条に定める事項以外の貯水槽水道の管理の改善、衛生水準の向上に関する事項に関し、甲乙は、必要に応じ情報の交換、連携の拡充に努めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方からなんらの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1か年延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

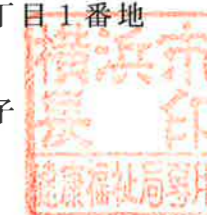
第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成28年6月10日

甲 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市 横浜市長 林 文子



乙 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10番6号

一般社団法人全国給水衛生検査協会 会長 奥村 明雄

